

川越市上下水道局来庁者駐車場行政財産使用許可に係る
公募型プロポーザル 質問に対する回答

回答は質問受付順となっています。

番号	質問受付日	質問箇所	質問・回答	
1	2024/11/12	実施要領 P 1 1. 事業目的	質問	「その有効活用、適正利用の推進等を図るため、機械管理により、開庁時は来庁者優先駐車場として、閉庁時は有料時間貸駐車場として活用することを条件に、駐車場運営事業者（以下「事業者」という。）へ行政財産使用許可を行う。」とありますが、来庁者に影響がない範囲内での定期駐車（車室を固定せず、満車時は入庫できない方式）や、カーシェアリングの設置は可能でしょうか。また、料金体系については、周辺の時間貸の料金体系を鑑み、最大料金の設定をおこなうことは可能でしょうか。
			回答	○定期駐車・カーシェアリングについて 本件駐車場は、来庁者優先駐車場及び有料時間貸駐車場としての使用を想定しているものです。月極駐車場のような活用方法や、駐車場以外の活用方法については想定しておりません。 ○料金体系について 最大料金の設定は可能と考えます。なお、料金設定に当たっては、市上下水道局との協議のうえ決定いただきますのでご注意ください。
2	2024/11/12	実施要領 P 2 3. 使用条件等 (5) 禁止事項	質問	「①事業者は、対象物件の使用に当たり、この土地の形質を改変することはできない。ただし、あらかじめ市上下水道局から書面による承諾を受けたときは、この限りでない。」とありますが、既設のタイヤ止めの位置を利用者目線および機器仕様を考慮して変更することは可能ですか。また、変更が生じる費用は事業者負担になりますか。
			回答	既設のタイヤ止めの位置の変更については、既存の車室に車輛の全てが収まる等安全対策を十分考慮することを条件にできるものとします。なお、変更が生じる費用は事業者の負担となります。

番号	質問受付日	質問箇所	質問・回答	
3	2024/11/12	実施要領 P 5 4. 駐車場に関する条件 (5) 運営	質問	「④ 60 分を超過した利用者への無料処理の方法については、発行された無料券等を精算機に投入若しくはかざす方法又はこれに類する方法によりできるものとし、事業者がその専用用紙を用意すること。」とありますが、無料券等を発行する機器は何台必要でしょうか。
			回答	60 分を超過した利用者への無料券の発行を機器によろうとする場合には、2 台以上の提供をお願いします。